

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針の一部改訂新旧対照（案）

※赤字：改訂箇所

改訂案	現行
<p><u>Q 8-3-2 受託研究収入とそれ以外の財源をあわせて償却資産を購入した場合、当該資産の耐用年数はどのように決定するのか。</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>当該資産取得額のうち、受託研究収入を財源とした相当額については、購入時において当該償却資産を使用する予定の期間を耐用年数として償却し費用化を行い（Q 8-3参照）、その他の財源相当額分については、税法上の法定耐用年数によって償却することとなる。（Q 8-1参照）</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>Q 8-3-23 (省略)</p>	<p>Q 8-3-2 (省略)</p>
<p>Q 3 1-1 国立大学法人等は、売買目的有価証券を取得することは可能なのか。また、売買目的有価証券とは、具体的にはどのようなものか。</p> <p>A</p> <p>1 国立大学法人等における余裕金の運用先については、準用通則法第47条の規定により、その運用先を次のものに限定している。</p> <p>① 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債権をいう。）その他文部科学大臣の指定する有価証券の取得</p> <p>② 銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金</p> <p>③ 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託</p> <p><u>2 ただし、国立大学法人法第34条の3及び第34条の7の規定に基づき文部科学大臣の認定を受けた法人（以下「認定法人及び指定国立大学法人」という。）においては、国立大学法人法第34条の3第2項の規定に基づき、次の方法により運用を行うことが認められている。</u></p> <p><u>① 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に規定する有価証券であって政令で定めるもの（株式を除く。）の売買</u></p> <p><u>② 預金又は貯金（文部科学大臣が適当と認めて指定したものに限る。）</u></p> <p><u>③ 信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関への金銭信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。</u></p> <p><u>イ ①及び②に掲げる方法</u></p> <p><u>ロ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）との投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。）であつて政令で定めるものの締結</u></p> <p>23 国立大学法人等は、利益の獲得を目的とせず独立採算制を前提とするものではない。また、国は、国立大学法人等の業務運営の財源として運営費交付金等の措置を行うこととしているところである。したがって、国立大学法人等においては、売買目的有価証券による資産運用は原則的には想定されていない。<u>ただし、認定法人及び指定国立大学法人が運用可能な有価証券については、その性質によって売買目的有価証券に分類される場合もあり得ると考えられる。なお、売買目的有価証券の定義については、基準第31において「時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券」とされているところであるが、「時価の変動により利益を得ることを目的として保有する」とは、短期間の価額変動により利益を得ることを目的として保有することをいい、通常は同一銘柄に対して相当程度の反復的な購入と売却が行われる、いわゆるトレーディング目的の有価証券を指すとされている。（参考：「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 平成28年3月25日）</u></p> <p>34 <u>また、2以外の場合において売買目的有価証券を保有することが想定される例として、当初、満期保有目的として購入した債券について、売買目的有価証券へと保有目的の変更が結果的に生じる場合があげられる。これは、注解第25において、一定の事由に該当する場合を除き「満期保有目的の債券を償還期限前に売却し</u></p>	<p>Q 3 1-1 国立大学法人等は、売買目的有価証券を取得することは可能なのか。また、売買目的有価証券とは、具体的にはどのようなものか。</p> <p>A</p> <p>1 国立大学法人等における余裕金の運用先については、準用通則法第47条の規定により、その運用先を次のものに限定している。</p> <p>① 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債権をいう。）その他文部科学大臣の指定する有価証券の取得</p> <p>② 銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金</p> <p>③ 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託</p> <p>2 国立大学法人等は、利益の獲得を目的とせず独立採算制を前提とするものではない。また、国は、国立大学法人等の業務運営の財源として運営費交付金等の措置を行うこととしているところである。したがって、国立大学法人等においては、売買目的有価証券による資産運用は想定されていない。</p> <p>3 基準において、売買目的有価証券の取扱いを規定しているのは、注解第25において、一定の事由に該当する場合を除き「満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、（略）当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振</p>

改訂案	現行
<p><u>た場合には、(略)当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。」とされているためである。</u></p>	<p>り替えなければならない。」とされていることから、当初、満期保有目的として購入した債券について、売買目的有価証券へと保有目的の変更が結果的に生じる可能性があるためである。</p>
<p>Q 3 1 - 9 注解 2 5 の(2)にある「国立大学法人等が定める信用上の運用基準」とは、具体的にどのように考えるのか。</p> <p>A</p> <p>国立大学法人等の保有する売買目的有価証券は、<u>認定法人及び指定国立大学法人が運用可能な有価証券の一部及び満期保有目的の債券が注解 2 5 (1)の事例に該当したため振り替わったもののみ</u>を予定している。(Q 3 1 - 1 参照)したがって、注解 2 5 の(2)にある「国立大学法人等が定める信用上の運用基準」とは、①準用通則法第 4 7 条に基づく運用基準、②<u>認定法人及び指定国立大学法人においては、国立大学法人法第 3 4 条の 3 第 2 項の規定に基づく運用基準</u>を想定している。</p>	<p>Q 3 1 - 9 注解 2 5 の(2)にある「国立大学法人等が定める信用上の運用基準」とは、具体的にどのように考えるのか。</p> <p>A</p> <p>国立大学法人等の保有する売買目的有価証券は、満期保有目的の債券が、注解 2 5 (1)の事例に該当したため振り替わったもののみを予定している。(Q 3 1 - 1 参照)したがって、注解 2 5 の(2)にある「国立大学法人等が定める信用上の運用基準」とは、準用通則法第 4 7 条に基づく運用基準を想定している。</p>
<p>Q 3 5 - 1 基準第 3 5 第 8 項の規定の趣旨は何か。年金債務に係る退職給付引当金の計算において、簡便法は全く認められないのか。</p> <p>A</p> <p>1 基準第 3 5 第 8 項は、企業会計の「<u>退職給付に関する会計基準の適用指針</u>」(企業会計基準適用指針第 2 5 号 平成 2 7 年 3 月 2 6 日 企業会計基準委員会)と同様に教職員数 3 0 0 人未満の国立大学法人等について、簡便法による退職給付引当金の計上を認める趣旨であるが、簡便法が認められるのは退職一時金に限られ、厚生年金基金等の年金債務については簡便法は認められないこととしている。</p> <p>2 (省略)</p>	<p>Q 3 5 - 1 基準第 3 5 第 8 項の規定の趣旨は何か。年金債務に係る退職給付引当金の計算において、簡便法は全く認められないのか。</p> <p>A</p> <p>1 基準第 3 5 第 8 項は、企業会計の「退職給付に係る会計基準」(平成 1 0 年 6 月 1 6 日 企業会計審議会)と同様に教職員数 3 0 0 人未満の国立大学法人等について、簡便法による退職給付引当金の計上を認める趣旨であるが、簡便法が認められるのは退職一時金に限られ、厚生年金基金等の年金債務については簡便法は認められないこととしている。</p> <p>2 (省略)</p>
<p>Q 3 5 - 2 退職給付引当金を計算する際の割引率について、注解 2 9 に「安全性の高い<u>長期の</u>債券の利回りを<u>基礎として決定しなければならない基準として決定する。</u>」とされているが、安全性の高い<u>長期の</u>債券とはどのようなものを指すのか。</p> <p>A</p> <p>安全性の高い<u>長期の</u>債券とは、国債、地方債、政府保証債等準用通則法第 4 7 条に規定する債券をいう。</p>	<p>Q 3 5 - 2 退職給付引当金を計算する際の割引率について、注解 2 9 に「安全性の高い長期の債券の利回りを基礎として決定しなければならない。」とされているが、安全性の高い長期の債券とはどのようなものを指すのか。</p> <p>A</p> <p>安全性の高い長期の債券とは、国債、地方債、政府保証債等準用通則法第 4 7 条に規定する債券をいう。</p>
<p>(削除)</p>	<p>Q 3 5 - 3 国立大学法人等において、厚生年金制度の適用がなされるのはどういった場合か。</p> <p>A</p> <p>国立大学法人等は、厚生年金保険法における適用事務所であり、厚生年金制度の適用が制度上は想定されるため、当該規定を置いているものである。なお、国立大学法人等における常勤の役職員は、国家公務員共済組合の組合員となることから、当該役職員については、厚生年金保険法の適用除外となる。</p>
<p>Q 3 5 - 4 3 (省略)</p>	<p>Q 3 5 - 4 (省略)</p>
<p><u>Q 5 2 - 2 国立大学法人法第 3 4 条の 2 に基づき認可を受けて貸付を行っている土地等については、貸借対照表上どこに区分すべきか。</u></p> <p>A</p> <p><u>賃貸等不動産は、通常、次の科目に含まれている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「有形固定資産」に計上されている土地、建物(建物附属設備を含む。以下同じ。)、構築物及び建設仮勘定 ・「無形固定資産」に計上されている借地権 ・「投資その他の資産」に計上されている投資不動産 <p><u>しかしながら、国立大学法人等が保有する土地等は、①その業務を確実に実施するために必要な財産的基礎を構成するものとして国から出資されたものであること、②国立大学法人法第 3 4 条の 2 の規定に基づき、文部科学大臣の認可を受けて貸付を行う場合であっても、業務の遂行に支障のない範囲内で、現に使用されておらず、かつ当面これらに使用されることが予定されないものについての貸付を行うものであり、貸付期間終了後</u></p>	<p>(新設)</p>

改訂案	現行
<u>には、当該貸付の対象となる土地等について、国立大学法人等としての将来的な使用予定があることから、投資の目的で所有する土地、建物その他の不動産である投資不動産として区分することは通常は想定されない。</u>	

<p>Q 7 6 - 1 附属明細書における各明細の様式又は記載内容は、具体的にどのようなものか。</p> <p>A</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 附属明細書における明細は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 有価証券の明細</p> <p>(5) - 1 流動資産として計上された有価証券 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>売買目的有価証券</th> <th>銘柄</th> <th>取得総額</th> <th>時価</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>当期損益に含まれた評価損益</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>満期保有目的債券</th> <th>種類及び銘柄</th> <th>取得価額</th> <th>券面総額</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>当期損益に含まれた評価差額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>貸借対照表計上額</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) - 2 投資その他の資産として計上された有価証券 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>満期保有目的債券</th> <th>種類及び銘柄</th> <th>取得価額</th> <th>券面総額</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>当期損益に含まれた評価差額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>その他有価証券</th> <th>種類及び銘柄</th> <th>取得価額</th> <th>時価</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>当期損益に含まれた評価差額</th> <th>その他有価証券評価差額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>貸借対照表計上額</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>関係会社株式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>関係会社株式</th> <th>銘柄</th> <th>取得価額</th> <th>純資産に持分割を乗じた価額</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>当期損益に含まれた評価差額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>関係会社株式 (基準第 8 5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>関係会社株式 (基準第 8 5)</th> <th>銘柄</th> <th>取得価額</th> <th>純資産比率割合を乗じた価額</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>当期損益外処理した評価差額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">()</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	売買目的有価証券	銘柄	取得総額	時価	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた評価損益	摘要									計						満期保有目的債券	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた評価差額	摘要									計						貸借対照表計上額														満期保有目的債券	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた評価差額	摘要									計						その他有価証券	種類及び銘柄	取得価額	時価	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた評価差額	その他有価証券評価差額	摘要										計							貸借対照表計上額														関係会社株式	銘柄	取得価額	純資産に持分割を乗じた価額	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた評価差額	摘要									計						関係会社株式 (基準第 8 5)	銘柄	取得価額	純資産比率割合を乗じた価額	貸借対照表計上額	当期損益外処理した評価差額	摘要						()			計						<p>Q 7 6 - 1 附属明細書における各明細の様式又は記載内容は、具体的にどのようなものか。</p> <p>A</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 附属明細書における明細は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 有価証券の明細</p> <p>(5) - 1 流動資産として計上された有価証券 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>売買目的有価証券</th> <th>銘柄</th> <th>取得総額</th> <th>時価</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>当期損益に含まれた評価損益</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>満期保有目的債券</th> <th>種類及び銘柄</th> <th>取得価額</th> <th>券面総額</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>当期損益に含まれた評価差額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>貸借対照表計上額</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) - 2 投資その他の資産として計上された有価証券 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>満期保有目的債券</th> <th>種類及び銘柄</th> <th>取得価額</th> <th>券面総額</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>当期損益に含まれた評価差額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>その他有価証券</th> <th>種類及び銘柄</th> <th>取得価額</th> <th>時価</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>当期損益に含まれた評価差額</th> <th>その他有価証券評価差額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>貸借対照表計上額</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>関係会社株式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>関係会社株式</th> <th>銘柄</th> <th>取得価額</th> <th>純資産に持分割を乗じた価額</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>当期損益に含まれた評価差額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>関係会社株式 (基準第 8 5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>関係会社株式 (基準第 8 5)</th> <th>銘柄</th> <th>取得価額</th> <th>純資産比率割合を乗じた価額</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>当期損益外処理した評価差額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">()</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	売買目的有価証券	銘柄	取得総額	時価	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた評価損益	摘要									計						満期保有目的債券	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた評価差額	摘要									計						貸借対照表計上額														満期保有目的債券	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた評価差額	摘要									計						その他有価証券	種類及び銘柄	取得価額	時価	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた評価差額	その他有価証券評価差額	摘要										計							貸借対照表計上額														関係会社株式	銘柄	取得価額	純資産に持分割を乗じた価額	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた評価差額	摘要									計						関係会社株式 (基準第 8 5)	銘柄	取得価額	純資産比率割合を乗じた価額	貸借対照表計上額	当期損益外処理した評価差額	摘要						()			計					
売買目的有価証券	銘柄	取得総額	時価	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた評価損益	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
満期保有目的債券	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた評価差額	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
貸借対照表計上額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
満期保有目的債券	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた評価差額	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
その他有価証券	種類及び銘柄	取得価額	時価	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた評価差額	その他有価証券評価差額	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
貸借対照表計上額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
関係会社株式	銘柄	取得価額	純資産に持分割を乗じた価額	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた評価差額	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
関係会社株式 (基準第 8 5)	銘柄	取得価額	純資産比率割合を乗じた価額	貸借対照表計上額	当期損益外処理した評価差額	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
					()																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
売買目的有価証券	銘柄	取得総額	時価	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた評価損益	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
満期保有目的債券	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた評価差額	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
貸借対照表計上額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
満期保有目的債券	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた評価差額	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
その他有価証券	種類及び銘柄	取得価額	時価	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた評価差額	その他有価証券評価差額	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
貸借対照表計上額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
関係会社株式	銘柄	取得価額	純資産に持分割を乗じた価額	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた評価差額	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
関係会社株式 (基準第 8 5)	銘柄	取得価額	純資産比率割合を乗じた価額	貸借対照表計上額	当期損益外処理した評価差額	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
					()																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

改訂案							現行						
()							()						
計							計						
貸借対照表計上額							貸借対照表計上額						
その他の関係会社有価証券	種類及び銘柄	取得価額	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた投資事業有限責任組合損益相当額	その他有価証券評価差額	摘要	その他の関係会社有価証券	種類及び銘柄	取得価額	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた投資事業有限責任組合損益相当額	その他有価証券評価差額	摘要
	計							計					
その他の関係会社有価証券(基準第85)	種類及び銘柄	取得価額	貸借対照表計上額	当期損益外処理をした投資事業有限責任組合損益相当額	当期損益外処理をしたその他有価証券評価差額	摘要	その他の関係会社有価証券(基準第85)	種類及び銘柄	取得価額	貸借対照表計上額	当期損益外処理をした投資事業有限責任組合損益相当額	当期損益外処理をしたその他有価証券評価差額	摘要
	計							計					
貸借対照表計上額							貸借対照表計上額						
<p>(記載上の注意)</p> <p>① 基準第31に定める有価証券で貸借対照表に計上されているものについて記載すること。</p> <p>② 流動資産に計上した有価証券と投資その他の資産に計上した有価証券を区分し、売買目的有価証券、満期保有目的債券、関係会社株式及びその他有価証券に区分して記載すること。</p> <p>③ 為替差損益については、当期費用に含まれた評価差額の欄に括弧書で記載すること。</p> <p>④ その他有価証券の「当期費用に含まれた評価差額」の欄には、基準第31第3項により評価減を行った場合の評価差額を記載すること。</p> <p>⑤ 関係会社株式(基準第85)の「当期損益外処理をした評価差額」の欄には、基準第85「特定の有価証券の会計処理」を行い損益外とした評価損益相当額を記載すること。また、洗替処理を行った前期末の評価損相当額を同欄に括弧書で記載すること。</p> <p>⑥ その他の関係会社有価証券(基準第85)の「当期損益外処理をした投資事業有限責任組合損益相当額」の欄には、基準第85「特定の有価証券の会計処理」を行い損益外とした投資事業有限責任組合損益相当額(当期発生額)を記載すること。また、洗替処理を行った前期末の投資事業有限責任組合損益相当額を同欄に括弧書で記載すること。</p> <p>⑦ その他の関係会社有価証券(基準第85)の「当期損益外処理をしたその他有価証券評価差額」の欄には、投資事業有限責任組合の保有するその他有価証券評価差額金の持分相当額を記載すること。また、洗替処理を行ったその他有価証券評価差額を同欄に括弧書で記載すること。</p> <p>⑧ 産業競争力強化法第22条の規定に基づき国立大学法人等が行う出資事業に伴い取得した有価証券の場合、その旨を摘要欄に記載すること。</p> <p>⑨ <u>国立大学法人法第34条の3第2項に基づき取得した有価証券の場合、その旨を摘要欄に記載すること。</u></p>							<p>(記載上の注意)</p> <p>① 基準第31に定める有価証券で貸借対照表に計上されているものについて記載すること。</p> <p>② 流動資産に計上した有価証券と投資その他の資産に計上した有価証券を区分し、売買目的有価証券、満期保有目的債券、関係会社株式及びその他有価証券に区分して記載すること。</p> <p>③ 為替差損益については、当期費用に含まれた評価差額の欄に括弧書で記載すること。</p> <p>④ その他有価証券の「当期費用に含まれた評価差額」の欄には、基準第31第3項により評価減を行った場合の評価差額を記載すること。</p> <p>⑤ 関係会社株式(基準第85)の「当期損益外処理をした評価差額」の欄には、基準第85「特定の有価証券の会計処理」を行い損益外とした評価損益相当額を記載すること。また、洗替処理を行った前期末の評価損相当額を同欄に括弧書で記載すること。</p> <p>⑥ その他の関係会社有価証券(基準第85)の「当期損益外処理をした投資事業有限責任組合損益相当額」の欄には、基準第85「特定の有価証券の会計処理」を行い損益外とした投資事業有限責任組合損益相当額(当期発生額)を記載すること。また、洗替処理を行った前期末の投資事業有限責任組合損益相当額を同欄に括弧書で記載すること。</p> <p>⑦ その他の関係会社有価証券(基準第85)の「当期損益外処理をしたその他有価証券評価差額」の欄には、投資事業有限責任組合の保有するその他有価証券評価差額金の持分相当額を記載すること。また、洗替処理を行ったその他有価証券評価差額を同欄に括弧書で記載すること。</p> <p>⑧ 産業競争力強化法第22条の規定に基づき国立大学法人等が行う出資事業に伴い取得した有価証券の場合、その旨を摘要欄に記載すること。</p>						
(6)～(16) (省略)													

改訂案											現行																																																																																																																																																																																																																																																			
(17)運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細 (17)－1 施設費の明細 (単位：千円) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">当期交付 決定額</th> <th colspan="4">左の会計処理内訳当期振替額</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>建設仮勘定見 返施設費</th> <th>資本剰余金</th> <th>収益</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>① 当期交付額は、補助金等の額の確定が行われた額を記載すること(精算による国庫返還額を含まず、出納整理期間における精算交付予定額を含む。)</p> <p>② ① 「区分」欄は、補助金等の交付決定の区分ごとにその名称を記載すること。</p> <p>③ <u>収益計上の合計額が損益計算書の施設費収益の額と一致しない場合には、その旨、その理由及びその金額を注記すること。</u></p> <p>④ 「その他」欄には、補助金等の返還がある場合等、当期振替額の各項目に該当しない項目の金額を記載するとともに、その内容について注記すること。</p> <p>⑤ 「摘要」欄には、補助金等の額の確定が行われた額を記載すること(精算による国庫返還額を含まず、出納整理期間における精算交付予定額を含む。)</p> (17)－2 補助金等の明細 (単位：千円) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">交付元</th> <th rowspan="2">経費の別</th> <th rowspan="2">期首 残高</th> <th rowspan="2">当期 交付決 定額</th> <th colspan="5">当期振替額</th> <th rowspan="2">期末 残高</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>建設仮勘定 見返補助金等</th> <th>資産見返 補助金等</th> <th>資本剰余金</th> <th>長期預り 補助金等</th> <th>収益</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">合計</td> <td>直接 経費</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>間接 経費</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>① 当期交付額は、補助金等の額の確定が行われた額を記載すること(精算による国庫返還額を含まず、出納整理期間における精算交付予定額を含む。)</p> <p>② ③ 「名称」欄は、補助金等の交付決定の区分ごとにその名称を記載すること。</p> <p>④ ⑤ 「経費の別」欄には、直接経費、間接経費の別を記載すること。</p> <p>⑥ 「その他」欄には、補助金等の返還がある場合等、当期振替額の各項目に該当しない項目の金額を記載するとともに、その内容について注記すること。</p> <p>⑦ ⑧ 「摘要」欄には、補助金等の額の確定が行われた額を記載すること(精算による国庫返還額を含まず、出納整理期間における精算交付予定額を含む。)を記載すること。</p>											区 分	当期交付 決定額	左の会計処理内訳当期振替額				摘 要	建設仮勘定見 返施設費	資本剰余金	収益	その他																						計							名称	交付元	経費の別	期首 残高	当期 交付決 定額	当期振替額					期末 残高	摘 要	建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	収益	その他																											合計	直接 経費												間接 経費												計												(6)～(16) (省略) (17)運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細 (17)－1 施設費の明細 (単位：千円) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">当期交付額</th> <th colspan="3">左の会計処理内訳</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>建設仮勘定見 返施設費</th> <th>資本剰余金</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>① 当期交付額は、補助金等の額の確定が行われた額を記載すること(精算による国庫返還額を含まず、出納整理期間における精算交付予定額を含む。)</p> <p>② 「区分」欄は、補助金等の交付決定の区分ごとにその名称を記載すること。</p> (17)－2 補助金等の明細 (単位：千円) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">交付元</th> <th rowspan="2">経費の別</th> <th rowspan="2">期首 残高</th> <th rowspan="2">当期 交付額</th> <th colspan="5">当期振替額</th> <th rowspan="2">期末 残高</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>建設仮勘定 見返補助金等</th> <th>資産見返 補助金等</th> <th>資本剰余金</th> <th>長期預り 補助金等</th> <th>収益</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">合計</td> <td>直接 経費</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>間接 経費</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>① 当期交付額は、補助金等の額の確定が行われた額を記載すること(精算による国庫返還額を含まず、出納整理期間における精算交付予定額を含む。)</p> <p>② 収益計上の合計額が損益計算書の補助金等収益の額と一致しない場合には、その旨、その理由及びその金額を注記する。</p> <p>③ 「名称」欄は、補助金等の交付決定の区分ごとにその名称を記載すること。</p> <p>④ 「経費の別」欄には、直接経費、間接経費の別を記載すること。</p>											区 分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘 要	建設仮勘定見 返施設費	資本剰余金	その他																			計						名称	交付元	経費の別	期首 残高	当期 交付額	当期振替額					期末 残高	摘 要	建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	収益																											合計	直接 経費												間接 経費												計											
区 分	当期交付 決定額	左の会計処理内訳当期振替額				摘 要																																																																																																																																																																																																																																																								
		建設仮勘定見 返施設費	資本剰余金	収益	その他																																																																																																																																																																																																																																																									
計																																																																																																																																																																																																																																																														
名称	交付元	経費の別	期首 残高	当期 交付決 定額	当期振替額					期末 残高	摘 要																																																																																																																																																																																																																																																			
					建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	収益			その他																																																																																																																																																																																																																																																		
合計	直接 経費																																																																																																																																																																																																																																																													
	間接 経費																																																																																																																																																																																																																																																													
	計																																																																																																																																																																																																																																																													
区 分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘 要																																																																																																																																																																																																																																																									
		建設仮勘定見 返施設費	資本剰余金	その他																																																																																																																																																																																																																																																										
計																																																																																																																																																																																																																																																														
名称	交付元	経費の別	期首 残高	当期 交付額	当期振替額					期末 残高	摘 要																																																																																																																																																																																																																																																			
					建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	収益																																																																																																																																																																																																																																																					
合計	直接 経費																																																																																																																																																																																																																																																													
	間接 経費																																																																																																																																																																																																																																																													
	計																																																																																																																																																																																																																																																													

改訂案	現行																																								
<p>⑤② 収益計上の合計額が損益計算書の補助金等収益の額と一致しない場合には、その旨、その理由及びその金額を注記すること。</p> <p>(18) ～ (19) (省略)</p> <p>(20) 寄附金の明細</p> <table border="1" data-bbox="172 464 1362 730"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>当期受入額</th> <th>件数</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(千円)</td> <td>(件)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>① 当事業年度において受け入れた寄附金(現物寄附を含む。)の明細を記載すること。</p> <p>② 区分は、上記(19)のセグメント区分に従い記載すること。当期受入額が70%になるまで金額が多い順に記載し、それ以外のセグメント区分についてはその他として一括して記載すること。セグメント情報の開示を行っていない場合は、区分の必要はない。</p> <p>③ 現物寄附がある場合には、摘要欄にその金額、件数などの概要を記載すること。</p> <p>④ <u>余裕金の運用による損益(評価差額を含む)を寄附金債務に計上した場合には、摘要欄にその計上額を記載すること。</u></p> <p>(21) ～ (25) (省略)</p>	区 分	当期受入額	件数	摘 要		(千円)	(件)										合 計				<p>⑤ 「摘要」欄には、当期交付決定額を記載すること。</p> <p>(18) ～ (19) (省略)</p> <p>(20) 寄附金の明細</p> <table border="1" data-bbox="1516 489 2706 756"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>当期受入額</th> <th>件数</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(千円)</td> <td>(件)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>① 当事業年度において受け入れた寄附金(現物寄附を含む。)の明細を記載すること。</p> <p>② 区分は、上記(19)のセグメント区分に従い記載すること。当期受入額が70%になるまで金額が多い順に記載し、それ以外のセグメント区分についてはその他として一括して記載すること。セグメント情報の開示を行っていない場合は、区分の必要はない。</p> <p>③ 現物寄附がある場合には、摘要欄にその金額、件数などの概要を記載すること。</p> <p>(21) ～ (25) (省略)</p>	区 分	当期受入額	件数	摘 要		(千円)	(件)										合 計			
区 分	当期受入額	件数	摘 要																																						
	(千円)	(件)																																							
合 計																																									
区 分	当期受入額	件数	摘 要																																						
	(千円)	(件)																																							
合 計																																									
<p>Q 7 7 - 4 - 6 金融商品に関する注記については、具体的にどのような内容を記載することとなるのか。</p> <p>A</p> <p>1 注解5 3においては、金融商品に関する具体的な注記内容を定めていない。このため、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第1 9号 <u>平成2 3年3月2 5日 企業会計基準委員会</u>)を参考とし、重要性の乏しいものを除き、次の事項を注記する。</p> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① <u>金融商品に対する取組方針</u></p> <p>② <u>金融商品の内容及びそのリスク</u></p> <p>③ <u>金融商品に係るリスク管理体制</u></p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>2 時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を注記していない金融商品については、当該金融商品の概要、貸借対照表計上額及びその理由を注記する。</p> <p>3 なお、注記は、全ての財務諸表にそれぞれ記載することが必要である。</p> <p>【記載例】</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p>	<p>Q 7 7 - 4 - 6 金融商品に関する注記については、具体的にどのような内容を記載することとなるのか。</p> <p>A</p> <p>1 注解5 3においては、金融商品に関する具体的な注記内容を定めていない。このため、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第1 9号)を参考とし、重要性の乏しいものを除き、次の事項を注記する。</p> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>2 時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を注記していない金融商品については、当該金融商品の概要、貸借対照表計上額及びその理由を注記する。</p> <p>3 なお、注記は、全ての財務諸表にそれぞれ記載することが必要である。</p> <p>【記載例】</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p>																																								

改訂案	現行																						
<p>当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については、大学改革支援・学位授与機構からの借入れに限定しております。</p> <p>資金運用に当たっては、国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条及び国立大学法人法第34条の3第2項の規定に基づき、<u>公債、***格以上の社債及び売買目的有価証券等</u>を保有しております。<u>なお、当該運用資産は、金利や為替の変動による市場リスクや信用リスク等を包含していますが、資金運用管理規程に基づき適切なリスク管理を実施し、資金の運用状況や管理運用業務の実施状況を監視するために設置された資金運用管理委員会に報告しています。</u></p> <p>また、未収附属病院収入は、債権管理細則に沿ってリスク管理を行っております。</p> <p>大学改革支援・学位授与機構債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施しております。</p> <p>また、当法人は産業競争力強化法第22条に基づく出資を行い取得した関係会社株式及びその他の関係会社有価証券を保有しております。</p>	<p>当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については、大学改革支援・学位授与機構からの借入れに限定しております。</p> <p>資金運用に当たっては、国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、公債及び***格以上の社債のみを保有しております。また、未収附属病院収入は、債権管理細則に沿ってリスク管理を行っております。</p> <p>大学改革支援・学位授与機構債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施しております。</p> <p>また、当法人は産業競争力強化法第22条に基づく出資を行い取得した関係会社株式及びその他の関係会社有価証券を保有しております。</p>																						
<p>Q77-5-6 賃貸等不動産に関する注記については、具体的にどのような内容を記載することとなるのか。</p> <p>A</p> <p>1 注解54においては、賃貸等不動産に関する具体的な注記内容を定めていない。このため、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号）を参考とし、重要性が乏しい場合を除き、次の事項を注記する。</p> <p>また、管理状況等に応じて、注記事項を用途別、地域別等に区分して開示することができる。</p> <p>(1) 賃貸等不動産の概要</p> <p>(2) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動</p> <p>(3) 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法</p> <p>(4) 賃貸等不動産に関する収益及び費用等の状況</p> <p>2 時価を把握することが極めて困難な場合は、時価を注記せず、重要性の乏しいものを除き、その事由、当該賃貸等不動産の概要及び貸借対照表計上額を他の賃貸等不動産とは別に記載する。</p> <p>3 賃貸等不動産の当期末における時価は、当期末における取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額と比較できるように記載する。</p> <p>4 なお、注記は、全ての財務諸表にそれぞれ記載することが必要である。</p> <p>【記載例】</p> <p>当法人は△△地区に寄宿舎等を有しております。<u>また、××地区に有している土地については、国立大学法人法第34条の2の規定に基づき、法人の業務の遂行に支障のない範囲で、文部科学大臣の認可を受けて貸付を行っております。</u>これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="201 1570 1305 1709"> <thead> <tr> <th colspan="3">貸借対照表計上額</th> <th rowspan="2">当期末の時価</th> </tr> <tr> <th>前期末残高</th> <th>当期増減額</th> <th>当期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。</p> <p>(注2) 当期増減額のうち、主な増減額は次のとおりであります。</p> <p>取得等による増加(〇〇宿舎ほか〇箇所) ××百万円</p> <p>譲渡等による減少(〇〇宿舎ほか〇箇所) ××百万円</p> <p>(注3) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて当法人で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。</p>	貸借対照表計上額			当期末の時価	前期末残高	当期増減額	当期末残高	×××	×××	×××	×××	<p>Q77-5-6 賃貸等不動産に関する注記については、具体的にどのような内容を記載することとなるのか。</p> <p>A</p> <p>1 注解54においては、賃貸等不動産に関する具体的な注記内容を定めていない。このため、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号）を参考とし、重要性が乏しい場合を除き、次の事項を注記する。</p> <p>また、管理状況等に応じて、注記事項を用途別、地域別等に区分して開示することができる。</p> <p>(1) 賃貸等不動産の概要</p> <p>(2) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動</p> <p>(3) 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法</p> <p>(4) 賃貸等不動産に関する収益及び費用等の状況</p> <p>2 時価を把握することが極めて困難な場合は、時価を注記せず、重要性の乏しいものを除き、その事由、当該賃貸等不動産の概要及び貸借対照表計上額を他の賃貸等不動産とは別に記載する。</p> <p>3 賃貸等不動産の当期末における時価は、当期末における取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額と比較できるように記載する。</p> <p>4 なお、注記は、全ての財務諸表にそれぞれ記載することが必要である。</p> <p>【記載例】</p> <p>当法人は△△地区に寄宿舎等を有しております。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1546 1583 2650 1722"> <thead> <tr> <th colspan="3">貸借対照表計上額</th> <th rowspan="2">当期末の時価</th> </tr> <tr> <th>前期末残高</th> <th>当期増減額</th> <th>当期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。</p> <p>(注2) 当期増減額のうち、主な増減額は次のとおりであります。</p> <p>取得等による増加(〇〇宿舎ほか〇箇所) ××百万円</p> <p>譲渡等による減少(〇〇宿舎ほか〇箇所) ××百万円</p> <p>(注3) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて当法人で算定した金額(指標等を用いて</p>	貸借対照表計上額			当期末の時価	前期末残高	当期増減額	当期末残高	×××	×××	×××	×××
貸借対照表計上額			当期末の時価																				
前期末残高	当期増減額	当期末残高																					
×××	×××	×××	×××																				
貸借対照表計上額			当期末の時価																				
前期末残高	当期増減額	当期末残高																					
×××	×××	×××	×××																				

改訂案	現行												
<p>また、賃貸等不動産に関する平成××年3月期における収益及び費用等の状況は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="201 325 973 445"> <thead> <tr> <th>賃貸収益</th> <th>賃貸費用</th> <th>その他 (売却損益等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">×××</td> <td style="text-align: center;">×××(××)</td> <td style="text-align: center;">×××(××)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>① 「賃貸費用」には損益外減価償却相当額、「その他」には損益外減損損失相当額も含まれる。</p> <p>② 「賃貸費用」の額に損益外減価償却相当額が含まれる場合及び「その他」の額に損益外減損損失相当額が含まれる場合は、当該金額を各欄においてそれぞれ括弧書として記載する。</p> <p>③ 実務上把握することが困難なため、賃貸費用に計上していない費用がある場合には、その旨明記する。</p>	賃貸収益	賃貸費用	その他 (売却損益等)	×××	×××(××)	×××(××)	<p style="text-align: center;">調整を行ったものを含む。)であります。</p> <p>また、賃貸等不動産に関する平成××年3月期における収益及び費用等の状況は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1546 367 2318 487"> <thead> <tr> <th>賃貸収益</th> <th>賃貸費用</th> <th>その他 (売却損益等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">×××</td> <td style="text-align: center;">×××(××)</td> <td style="text-align: center;">×××(××)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>① 「賃貸費用」には損益外減価償却相当額、「その他」には損益外減損損失相当額も含まれる。</p> <p>② 「賃貸費用」の額に損益外減価償却相当額が含まれる場合及び「その他」の額に損益外減損損失相当額が含まれる場合は、当該金額を各欄においてそれぞれ括弧書として記載する。</p> <p>③ 実務上把握することが困難なため、賃貸費用に計上していない費用がある場合には、その旨明記する。</p>	賃貸収益	賃貸費用	その他 (売却損益等)	×××	×××(××)	×××(××)
賃貸収益	賃貸費用	その他 (売却損益等)											
×××	×××(××)	×××(××)											
賃貸収益	賃貸費用	その他 (売却損益等)											
×××	×××(××)	×××(××)											
<p>Q 7 7 - 1 1 産業競争力強化法第 2 2 条に基づく出資に関する注記については、具体的にどのような内容を記載することとなるのか。</p> <p>A</p> <p>注解 5 5 においては、具体的な注記内容を定めていない。このため、原則として次の内容を記載することとする。(1)、(2)及び(3)の1から5までは当事業年度末現在、(3)の6については当事業年度に支援決定した案件について注記する。</p> <p>(1) <u>特定研究成果活用支援事業</u> <u>特定研究成果活用支援事業を実施する法人及び投資事業有限責任組合</u>の概要 出資先の件数、取得価額の平均値、分野・成長段階の特徴、ハンズオン支援の概要、投資事業有限責任組合の持分、当該投資事業有限責任組合の出資先の特徴、処分状況など</p> <p>(2) 特定研究成果活用支援事業者 <u>者を実施する法人</u>の財務状況 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の概要 (記載例)</p> <p>1. 貸借対照表 資産合計・・・・・・・・○○(千円) 負債合計・・・・・・・・○○(千円) 純資産合計・・・・・・・・○○(千円) ※特記事項があれば、必要に応じて記載</p> <p>2. 損益計算書 営業利益(損失)・・・・・・・・○○(千円) 経常利益(損失)・・・・・・・・○○(千円) 当期純利益(損失)・・・・・・・・○○(千円) ※特記事項があれば、必要に応じて記載</p>	<p>Q 7 7 - 1 1 産業競争力強化法第 2 2 条に基づく出資に関する注記については、具体的にどのような内容を記載することとなるのか。</p> <p>A</p> <p>注解 5 5 においては、具体的な注記内容を定めていない。このため、原則として次の内容を記載することとする。(1)、(2)及び(3)の1から5までは当事業年度末現在、(3)の6については当事業年度に支援決定した案件について注記する。</p> <p>(1) 特定研究成果活用支援事業の概要 出資先の件数、取得価額の平均値、分野・成長段階の特徴、ハンズオン支援の概要、投資事業有限責任組合の持分、当該投資事業有限責任組合の出資先の特徴、処分状況など</p> <p>(2) 特定研究成果活用支援事業者の財務状況 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の概要 (記載例)</p> <p>1. 貸借対照表 資産合計・・・・・・・・○○(千円) 負債合計・・・・・・・・○○(千円) 純資産合計・・・・・・・・○○(千円) ※特記事項があれば、必要に応じて記載</p> <p>2. 損益計算書 営業利益(損失)・・・・・・・・○○(千円) 経常利益(損失)・・・・・・・・○○(千円) 当期純利益(損失)・・・・・・・・○○(千円) ※特記事項があれば、必要に応じて記載</p>												

改訂案	現行																														
<p>3. 株主資本等変動計算書</p> <p>資本金・・・・・・・・・・〇〇(千円)</p> <p>資本剰余金・・・・・・・・〇〇(千円)</p> <p>利益剰余金・・・・・・・・〇〇(千円)</p> <p>株主資本合計・・・・・・・・〇〇(千円)</p> <p>※特記事項があれば、必要に応じて記載</p> <p>(3) 投資事業有限責任組合の活動状況</p> <p>・〇〇投資事業有限責任組合</p> <p>1. ファンド組成日</p> <p>〇年〇月〇日</p> <p>2. ファンド総額</p> <p>〇〇億円</p> <p>3. 大学からの出資額(認定特定研究成果活用支援事業者を実施する法人が出資した分を含む。)</p> <p>合計 〇〇億円</p> <p>(無限責任組合員としての出資：〇〇億円、有限責任組合員としての出資：〇〇億円)</p> <p>4. 民間出資者名及び民間出資額(大学(認定特定研究成果活用支援事業者を実施する法人を含む。))以外の出資者の出資者名及び出資額を記載する。なお、開示することに大学(認定特定研究成果活用支援事業者を実施する法人を含む。))以外の出資者の合意が得られない場合を除く。)</p> <p>合計 〇〇億円</p> <p>(〇〇株式会社、〇〇株式会社)</p> <p>5. 事業概要</p> <p>〇〇〇</p> <p>6. 支援案件</p> <table border="1" data-bbox="362 1171 1424 1493"> <thead> <tr> <th>支援先</th> <th>支援決定日</th> <th>〇〇投資事業有限責任組合からの出資決定額</th> <th>民間出資者名及び民間出資額※</th> <th>事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇株式会社</td> <td>〇年〇月〇日</td> <td>〇〇億円</td> <td>〇〇株式会社、〇〇株式会社、株式会社〇〇</td> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>合計〇〇億円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 当該投資事業有限責任組合以外の出資者の出資者名及び出資額を記載する。</p> <p>※ 開示することに当該投資事業有限責任組合以外の出資者の合意が得られない場合を除く。</p>	支援先	支援決定日	〇〇投資事業有限責任組合からの出資決定額	民間出資者名及び民間出資額※	事業概要	〇〇株式会社	〇年〇月〇日	〇〇億円	〇〇株式会社、〇〇株式会社、株式会社〇〇	〇〇〇				合計〇〇億円		<p>3. 株主資本等変動計算書</p> <p>資本金・・・・・・・・・・〇〇(千円)</p> <p>資本剰余金・・・・・・・・〇〇(千円)</p> <p>利益剰余金・・・・・・・・〇〇(千円)</p> <p>株主資本合計・・・・・・・・〇〇(千円)</p> <p>※特記事項があれば、必要に応じて記載</p> <p>(3) 投資事業有限責任組合の活動状況</p> <p>・〇〇投資事業有限責任組合</p> <p>1. ファンド組成日</p> <p>〇年〇月〇日</p> <p>2. ファンド総額</p> <p>〇〇億円</p> <p>3. 大学からの出資額(認定特定研究成果活用支援事業者が出資した分を含む。)</p> <p>合計 〇〇億円</p> <p>(無限責任組合員としての出資：〇〇億円、有限責任組合員としての出資：〇〇億円)</p> <p>4. 民間出資者名及び民間出資額(大学(認定特定研究成果活用支援事業者を含む。))以外の出資者の出資者名及び出資額を記載する。なお、開示することに大学(認定特定研究成果活用支援事業者を含む。))以外の出資者の合意が得られない場合を除く。)</p> <p>合計 〇〇億円</p> <p>(〇〇株式会社、〇〇株式会社)</p> <p>5. 事業概要</p> <p>〇〇〇</p> <p>6. 支援案件</p> <table border="1" data-bbox="1706 1136 2769 1457"> <thead> <tr> <th>支援先</th> <th>支援決定日</th> <th>〇〇投資事業有限責任組合からの出資決定額</th> <th>民間出資者名及び民間出資額※</th> <th>事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇株式会社</td> <td>〇年〇月〇日</td> <td>〇〇億円</td> <td>〇〇株式会社、〇〇株式会社、株式会社〇〇</td> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>合計〇〇億円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 当該投資事業有限責任組合以外の出資者の出資者名及び出資額を記載する。</p> <p>※ 開示することに当該投資事業有限責任組合以外の出資者の合意が得られない場合を除く。</p>	支援先	支援決定日	〇〇投資事業有限責任組合からの出資決定額	民間出資者名及び民間出資額※	事業概要	〇〇株式会社	〇年〇月〇日	〇〇億円	〇〇株式会社、〇〇株式会社、株式会社〇〇	〇〇〇				合計〇〇億円	
支援先	支援決定日	〇〇投資事業有限責任組合からの出資決定額	民間出資者名及び民間出資額※	事業概要																											
〇〇株式会社	〇年〇月〇日	〇〇億円	〇〇株式会社、〇〇株式会社、株式会社〇〇	〇〇〇																											
			合計〇〇億円																												
支援先	支援決定日	〇〇投資事業有限責任組合からの出資決定額	民間出資者名及び民間出資額※	事業概要																											
〇〇株式会社	〇年〇月〇日	〇〇億円	〇〇株式会社、〇〇株式会社、株式会社〇〇	〇〇〇																											
			合計〇〇億円																												
<p><u>Q80-5 助成金を受領した場合の会計処理はどのようになるのか。</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>助成金という名称であっても、内容は様々で、募集要項等の内容を踏まえた実質的判断が必要であるが、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受けるものは、国や地方公共団体以外から受領した助成金であっても補助金として処理することが適当である。</u></p>	<p>(新設)</p>																														

<p>Q 8 2 - 6 寄附金を原資とした余裕金の運用により有価証券を取得した場合であって、当該運用により発生した収益等についてあらかじめその用途が特定されている場合の会計処理はどのようになるのか。</p> <p>A</p> <p>1 注解6 0第2項に記載のとおり、当該運用により発生した収益等（評価差額を含む）については寄附金債務に計上する。</p> <p>2 また、有価証券の評価については、基準第3 1に従い区分ごとに実施することとなるが、各事業年度末における評価差額を寄附金債務に計上する場合の会計処理は、以下のとおり。</p> <p>取得価額1 0 0円、年度末時価評価額が1 1 5円の有価証券を翌年度に1 3 0円で売却した場合</p> <p>【売買目的有価証券】</p> <p>取得時</p> <table border="0"> <tr> <td>(借) 有価証券</td> <td>1 0 0</td> <td>(貸) 寄附金債務</td> <td>1 0 0</td> </tr> </table> <p>年度末</p> <table border="0"> <tr> <td>(借) 有価証券</td> <td>1 5</td> <td>(貸) 寄附金債務</td> <td>1 5</td> </tr> </table> <p>売却時</p> <table border="0"> <tr> <td>(借) 現 金</td> <td>1 3 0</td> <td>(貸) 有価証券</td> <td>1 1 5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(貸) 寄附金債務</td> <td>1 5</td> </tr> </table> <p>【その他有価証券】</p> <p>取得時</p> <table border="0"> <tr> <td>(借) 有価証券</td> <td>1 0 0</td> <td>(貸) 寄附金債務</td> <td>1 0 0</td> </tr> </table> <p>年度末</p> <table border="0"> <tr> <td>(借) 有価証券</td> <td>1 5</td> <td>(貸) 寄附金債務</td> <td>1 5</td> </tr> </table> <p>翌期首（洗替処理）</p> <table border="0"> <tr> <td>(借) 寄附金債務</td> <td>1 5</td> <td>(貸) 有価証券</td> <td>1 5</td> </tr> </table> <p>売却時</p> <table border="0"> <tr> <td>(借) 現 金</td> <td>1 3 0</td> <td>(貸) 有価証券</td> <td>1 0 0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(貸) 寄附金債務</td> <td>3 0</td> </tr> </table>	(借) 有価証券	1 0 0	(貸) 寄附金債務	1 0 0	(借) 有価証券	1 5	(貸) 寄附金債務	1 5	(借) 現 金	1 3 0	(貸) 有価証券	1 1 5			(貸) 寄附金債務	1 5	(借) 有価証券	1 0 0	(貸) 寄附金債務	1 0 0	(借) 有価証券	1 5	(貸) 寄附金債務	1 5	(借) 寄附金債務	1 5	(貸) 有価証券	1 5	(借) 現 金	1 3 0	(貸) 有価証券	1 0 0			(貸) 寄附金債務	3 0	<p>(新設)</p>
(借) 有価証券	1 0 0	(貸) 寄附金債務	1 0 0																																		
(借) 有価証券	1 5	(貸) 寄附金債務	1 5																																		
(借) 現 金	1 3 0	(貸) 有価証券	1 1 5																																		
		(貸) 寄附金債務	1 5																																		
(借) 有価証券	1 0 0	(貸) 寄附金債務	1 0 0																																		
(借) 有価証券	1 5	(貸) 寄附金債務	1 5																																		
(借) 寄附金債務	1 5	(貸) 有価証券	1 5																																		
(借) 現 金	1 3 0	(貸) 有価証券	1 0 0																																		
		(貸) 寄附金債務	3 0																																		
<p>Q 8 2 - 7 注解6 0第2項において、寄附金を原資とした余裕金の運用による収益等を寄附金債務に計上する要件とされている「あらかじめその用途が特定されている場合」とは、どのような場合を指すのか。</p> <p>A</p> <p>例えば、寄附者が余裕金の運用による収益等も含めて用途を特定した場合のほか、寄附者が特定していなくとも国立大学法人等が使用に先立ってあらかじめ計画的に用途を特定した場合等が想定される。</p>	<p>(新設)</p>																																				
<p>Q 8 2 - 8 用途の異なる複数の寄附金を原資とした余裕金を一体的に運用した場合において、当該運用により生じた収益等を特定の寄附金の用途に充てることは可能か。</p> <p>A</p> <p>用途の異なる複数の寄附金を原資とした余裕金を一体的に運用した場合であっても、Q 8 2 - 7の考え方に照らして、あらかじめ計画的に用途が特定されている場合においては、当該用途に充てることも可能と考えられる。</p>	<p>(新設)</p>																																				
<p>Q 8 7 - 7 9 ~ 1 1 1 3 (省略)</p>	<p>Q 8 7 - 7 ~ 1 1 (省略)</p>																																				

Q108-2 国立大学法人等の特定関連会社に該当する投資事業有限責任組合が議決権の100分の20以上実質的に所有している特定研究成果活用事業者は、関連会社となるのか。

A

Q98-6のA2と同様に、いわゆるVC条項（企業会計基準適用指針第22号第16項（4）参照）を全て満たすような場合は、意思決定機関を支配していないものとして、関連会社に該当しないものとしてとすることができる。

なお、Q98-6のA2と同様、産業競争力強化法第22条に基づいて行われる事業の一環としての出資は、国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用と研究の進展に資するものであることが必要とされており、政策目的に沿って民間事業者等と協調して行われるものであるが、特定研究成果活用事業者の意思決定機関を支配することが本来の目的ではないことが考えられる。このような場合には、シナジー効果や連携関係について必ずしも見込まれているとは限らないことに留意する。

(新設)

Q122-2 関連公益法人等の財務状況の附属明細書における開示様式はどのようなになるか。

A

様式は下記を参考にされたい。

(単位：千円)

資産	負債	正味財産	事業活動収支の部			投資活動収支の部			財務活動収支の部			当期収支差額	備考
			事業活動収入	事業活動支出	事業活動収支差額	投資活動収入	投資活動支出	投資活動収支差額	財務活動収入	財務活動支出	財務活動収支差額		
A			B	C=A-B	D	E	F=D-E	G	H	I=G-H	J=C+F+I		

一般正味財産増減の部						指定正味財産増減の部						正味財産 期末残高				
収益	収益の内訳		費用	費用の内訳		当期増減額	一般正味財産 期首残高	一般正味財産 期末残高	収益	収益の内訳			費用等	当期増減額	指定正味財産 期首残高	指定正味財産 期末残高
	受取補助金等	その他の収益		事業費	管理費					その他の費用	受取補助金等					
A			B			C=A-B	D	E=C+D	F			G	H=F-G	I	J=H+I	K=E+J

Q122-2 関連公益法人等の財務状況の附属明細書における開示様式はどのようなになるか。

A

様式は下記を参考にされたい。

一般正味財産増減の部						指定正味財産増減の部						正味財産 期末残高				
収益	収益の内訳		費用	費用の内訳		当期増減額	一般正味財産 期首残高	一般正味財産 期末残高	収益	収益の内訳			費用等	当期増減額	指定正味財産 期首残高	指定正味財産 期末残高
	受取補助金等	その他の収益		事業費	管理費					その他の費用	受取補助金等					
A			B			C=A-B	D	E=C+D	F			G	H=F-G	I	J=H+I	K=E+J

Q122-4 投資事業有限責任組合が保有している特定研究成果活用事業者の有価証券（特定関連会社及び関連会社である事業者の有価証券を除く）は、連結附属明細書の有価証券の明細において、「売買目的有価証券」と「その他有価証券」のどちらの区分に記載するのが適切か。

(新設)

A

「売買目的有価証券」は、基準第31において「時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券」と定義されており、これは、短期間の価格変動により利益を得ることを目的として保有され、同一銘柄に対して相当程度の購入と売却が行われる、いわゆるトレーディング目的の有価証券を指している。(参考:「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 平成28年3月25日))

一方、産業競争力強化法第22条に基づく出資事業における認定特定研究成果活用支援事業者である投資事業有限責任組合は、国立大学法人等の研究活動の活性化や研究成果の促進を進めていくため、国立大学における研究成果を活用する大学発ベンチャーに対し、経営上の助言や資金供給を行う事業(特定研究成果活用支援事業)を実施する目的で設立されたものであり、投資事業有限責任組合が保有している特定研究成果活用事業者の有価証券はこの資金提供により取得したものであることから、金融商品会計基準でいう「時価の変動により利益を得ることを目的として保有する」ことには当たらず、「その他有価証券」として区分することが適当である。